

第 10 号

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年11月30日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年熊本県条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表熊本県熊本南警察署の項中「十禅寺町」を「十禅寺四丁目」に改め、「横手三丁目」の次に「世安一丁目、世安二丁目、世安三丁目」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

熊本市の住居表示整備事業による町名変更に伴い、警察署の管轄区域の表記を変更する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。